

三浦市民ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三浦市民ホール条例（平成17年三浦市条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書等)

第2条 条例第4条に規定する申請書は、三浦市民ホール指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

2 条例第4条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 市長が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (4) 市長が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の公募の公告)

第3条 市長は、指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び位置
- (2) 指定の期間
- (3) 指定管理業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の指定の基準
- (5) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (6) 申請書の受付期間及び受付場所
- (7) その他必要な事項

(利用期間)

第4条 三浦市民ホール（以下「ホール」という。）の利用期間は、同一利用者が引き続いて5日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の申請)

第5条 条例第11条第1項の規定によりホールの利用許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請の期間は、利用開始日の10月前の日の属する月の初日から利用開始日の7日前までとする。ただし、指定管理者が特別の必要があると認めるときは、期間後に申請することができる。

(利用許可の方法)

第6条 ホールの利用許可は、申込みの順序により行う。この場合において、申込みが同時になされたときの申込順序は、協議又はくじにより決定するものとする。

(利用許可事項の変更申請)

第7条 条例第11条第1項の規定により利用許可事項の変更の許可を受けようとする者は、第5条第2項に規定する期間内に指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用時間の延長又は繰上げ等)

第8条 利用時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、条例第10条に規定する開館時間内において延長又は繰上げをすることができる。

2 利用時間の延長又は繰上げは、1時間を限度とする。

(守るべき事項)

第9条 ホールを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超えて入館させないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (3) 許可されたもの以外の施設、付属設備、器具等を利用しないこと。
- (4) 許可を受けずに壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

- (5) 許可を受けずに火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに飲食しないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (8) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (9) 利用を終了したときは、係員の点検を受けること。
- (10) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 係員の指示に従うこと。

(利用料金の承認の申請)

第10条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(整理員の配置)

第11条 条例第11条第1項の規定によりホールの利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、指定管理者が必要があると認めるときは、ホールの利用に際し、その秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

(広告物等の提示)

第12条 利用者は、広告物の掲示又は印刷物の配布をしようとするときは、あらかじめ指定管理者にその広告物又は印刷物を提示しなければならない。

(利用の打合せ)

第13条 利用者は、指定管理者が必要があると認めるときは、プログラム、式次第等利用の順序、内容等を明らかにする書類を提出し、利用日の7日前までに係員とホールの利用方法その他必要な事項について打ち合わせなければならない。

(特別設備の設置)

第14条 利用者は、特別の設備をし、又は備え付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けるものとする。

(損壊の届出)

第15条 ホールの施設又は設備を故意又は過失により損壊又は滅失させた者は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、ホールの管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第10条の規定は、平成17年8月1日から施行する。

(三浦市民ホール条例施行規則の廃止)

2 三浦市民ホール条例施行規則（平成13年三浦市規則第22号）は、廃止する。

附 則（平成20年11月11日三浦市規則第39号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

三浦市民ホール指定管理者指定申請書

年 月 日

三浦市長

申請者の主たる
事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

地方自治法第244条の2第3項及び三浦市民ホール条例第5条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。